

平成26年度 入札・契約関係制度改正について

○平成26年4月1日から適用される入札・契約関係制度改正は下記のとおりです。

1 最低制限価格（低入札調査基準価格）制度の改正について

【最低制限価格（低入札調査基準価格）の算定式】

改正後	現行
①直接工事費の95% （建築・設備工事はその95%）	①直接工事費の95% （建築・設備工事はその95%）
②共通仮設費の90%	②共通仮設費の90%
③現場管理費の 80%	③現場管理費の 70%
④一般管理費の 55%	④一般管理費の 30%
①～④の合計額（1万円未満切り捨て） ただし、予定価格の70～90%の範囲	①～④の合計額（1万円未満切り捨て） ただし、予定価格の70～90%の範囲

【低入札調査基準価格を下回った場合の失格基準の算定式】

改正後	現行
下記項目の（1）～（5）に一つでも適合しないときは、失格とする。 （全て1万円未満を切り捨てた額）	下記項目の（1）～（5）に一つでも適合しないときは、失格とする。 （全て1万円未満を切り捨てた額）
（1）直接工事費の75%以上 （建築・設備工事はその95%）	（1）直接工事費の75%以上 （建築・設備工事はその95%）
（2）共通仮設費の70%以上	（2）共通仮設費の70%以上
（3）現場管理費の 70%以上	（3）現場管理費の 60%以上
（4）一般管理費の30%以上	（4）一般管理費の30%以上
（5）次の①から④までの合計額から ⑤を減じた額以上	（5）次の①から④までの合計額から ⑤を減じた額以上
①直接工事費の95% （建築、設備工事はその95%）	①直接工事費の95% （建築、設備工事はその95%）
②共通仮設費の90%	②共通仮設費の90%
③現場管理費の 80%	③現場管理費の 70%
④一般管理費の 55%	④一般管理費の 30%
⑤工事価格の3%	⑤工事価格の3%

2 建設工事提出書類の簡素化について

市に提出する書類等が変更となります。

※詳細については真岡市ホームページ上の

「建設工事請負者に対するお知らせ（検査担当より）」ページから

- ・「土木工事施工に伴う提出書類一覧」
- ・「施工計画書の提出基準及び記載事項」
- ・「検査時提出書類一覧」
- ・「公共建築工事工事資料一覧」

をご確認ください。

3 現場代理人の常駐義務の緩和措置の改正について

【他の工事との兼任を認める措置】

改正後	現行
<p>真岡市が発注する工事で、次のいずれかの場合は兼任を認めるものとします。</p> <p><u>ただし、現場代理人を兼任しようとする者は、別紙「現場代理人兼任届出書兼誓約書」を工事ごとに提出し、以下の事項を遵守してください。</u></p> <p><u>1) 現場代理人は、兼任しようとしている工事以外の現場代理人又は主任技術者とならないこと。</u></p> <p><u>2) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に常駐すること。</u></p> <p><u>3) 現場代理人は、監督員及び工事現場との連絡が確実に行うことが出来る体制をとること。</u></p> <p>・ <u>いずれも当初請負額2,500万円未満の工事2箇所の兼任</u></p>	<p>真岡市が発注する工事で、次のいずれかの場合は兼任を認めるものとします。</p> <p>・ <u>請負額2,500万円未満の工事と請負額130万円未満の工事1箇所の兼任</u></p>

※兼任を認めた工事において、上記事項に対する違反や、施工管理の不徹底に起因する事故の発生など現場体制が不備と認められる場合は、緩和措置を取り消し新たな現場代理人の配置を求めることがあります。

※詳細については「建設工事における技術者の配置基準」をご確認ください。

4 相指名業者への下請け発注について

本市では、相指名業者（同一入札案件参加業者又は指名業者）への下請け発注について

- 1) 同じ入札に参加した業者の中で、落札者を除く他の業者は、厳正な競争を行った結果、自身が提示した価格より低い価格では受注が不可能であるとして入札に臨んでいると思われ、自身が入札に際して見積もった金額より低い金額で当該下請負部分を受注することになり、これは、社会通念上、かなり不自然な現象であると考えられるということ。
- 2) 相指名業者間での下請関係をむやみに認めることにより、事前の利益供与も可能となり、適正な競争入札を阻害する可能性があること。

を考慮し、好ましくないものとして認めておりません。

ただし、昨今の技術者等の確保が困難な状況に配慮し、平成26年4月1日以降に執行する入札に係る契約から、**一般競争入札においてのみ認める**取扱いといたします。

※取扱いについて「入札参加者心得」4ページ、「共通事項15相指名業者への下請け発注について」に記載いたします。